

令和元年第1回湖西市議会臨時会

# 議 案 書



# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 5 月 17 日 (金) 午前 10 時開会

日程番号	議案番号	件	名
日程第 1		仮議席の指定	
日程第 2		議長の選挙	

## 日程第 1

### 仮議席の指定

本市議会における議員の仮議席は、下記のとおりとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会臨時議長 中村 博行

#### 記

1 番	柴田 一雄	10 番	佐原 佳美
2 番	加藤 治司	11 番	吉田 建二
3 番	滝本 幸夫	12 番	加藤 弘己
4 番	三上 元	13 番	竹内 祐子
5 番	福永 桂子	14 番	荻野 利明
6 番	菅沼 淳	15 番	馬場 衛
7 番	土屋 和幸	16 番	中村 博行
8 番	高柳 達弥	17 番	神谷 里枝
9 番	楠 浩幸	18 番	二橋 益良

## 日程第 2

### 議長選挙

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 103 条第 1 項の規定により、本市議会の議長を選挙するものとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会臨時議長 中村 博行

当選人 加藤 弘己

## 議 事 日 程 (第 2 号)

日程番号	議案番号	件名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		副議長の選挙
日程第 5		常任委員会委員の選任
日程第 6		議会運営委員会委員の選任
日程第 7		浜名学園組合議会議員の選挙
日程第 8		浜名湖競艇企業団議会議員の選挙
日程第 9	議案第 40 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 10	議案第 41 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 11	議案第 42 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 12	議案第 43 号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 13 議案第 44 号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

日程第 14 議案第 45 号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

## 日程第 1

### 議席の指定

本市議会における議員の議席は、下記のとおりとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

#### 記

1 番	柴田 一雄	10 番	佐原 佳美
2 番	加藤 治司	11 番	吉田 建二
3 番	滝本 幸夫	12 番	加藤 弘己
4 番	三上 元	13 番	竹内 祐子
5 番	福永 桂子	14 番	荻野 利明
6 番	菅沼 淳	15 番	馬場 衛
7 番	土屋 和幸	16 番	中村 博行
8 番	高柳 達弥	17 番	神谷 里枝
9 番	楠 浩幸	18 番	二橋 益良



## 日程第 2

### 会議録署名議員の指名

1 番 柴田 一雄

2 番 加藤 治司

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

### 日程第 3

## 会期の決定

今期臨時会の会期は、本日 1 日間とする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

## 日程第 4

### 副議長の選挙

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 103 条第 1 項の規定により、本市議会の副議長を選挙するものとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

当選人 竹内 祐子

## 日程第 5

### 常任委員会委員の選任

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）第 6 条第 1 項の規定により、各常任委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

#### 記

総務経済委員会（6 人）	福祉教育委員会（6 人）	建設環境委員会（6 人）
加藤 治司	柴田 一雄	滝本 幸夫
三上 元	土屋 和幸	福永 桂子
菅沼 淳	高柳 達弥	楠 浩幸
吉田 建二	竹内 祐子	佐原 佳美
神谷 里枝	荻野 利明	加藤 弘己
二橋 益良	中村 博行	馬場 衛

## 日程第 6

### 議会運営委員会委員の選任

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会運営委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

記

議会運営委員会（6 人）
土屋 和幸
高柳 達弥
楠 浩幸
吉田 建二
馬場 衛
二橋 益良

## 日程第 7

### 浜名学園組合議会議員の選挙

浜名学園組合同規約（昭和 45 年静岡県指令地第 463 号）第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定により、この組合の議会議員 4 人を本市議会の議員の内から選挙するものとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

当選人 加藤 治司

〃 福永 桂子

〃 高柳 達弥

〃 竹内 祐子

## 日程第 8

### 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙

浜名湖競艇企業団規約（昭和 41 年静岡県指令地第 1977 号）第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定により、この企業団の議会議員 5 人を本市議会の議員の内から選挙するものとする。

令和元年 5 月 17 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

当選人 滝本 幸夫

〃 吉田 建二

〃 竹内 祐子

〃 中村 博行

〃 二橋 益良

## 議案第 40 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 8 号

湖西市条例第 21 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 29 項第 3 号」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 31 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附



則第 15 条第 31 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から

第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 16 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

(湖西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年湖西市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、湖西市税条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定（同条例附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第 3 条 湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年湖西市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、湖西市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 10 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 12 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当

該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税

については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議案第 41 号

### 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 9 号

湖西市条例第 22 号

### 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 13 項中「第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項」を「第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで」に、「第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 43 項、第 44 項若しくは第 47 項」を「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の湖西市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 13 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。

## 議案第 42 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 7 号

湖西市条例第 23 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

第 27 条中「580,000 円」を「610,000 円」に改め、同条第 2 号中「275,000 円」を「280,000 円」に改め、同条第 3 号中「500,000 円」を「510,000 円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 43 号

### 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 10 号

湖西市条例第 24 号

### 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「27,000 円」を「平成 30 年度においては 27,000 円とし、平成 31 年度においては 22,500 円とし、平成 32 年度においては 18,000 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、平成 31 年度においては 34,500 円とし、平成 32 年度においては 30,000 円とする。
- 8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、平成 31 年度においては 43,500 円とし、平成 32 年度においては 42,000 円とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市介護保険条例第 3 条の規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 44 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 5 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度」を「令和元年度」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し、同条及び附則第 13 条の見出し並びに同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条第 6 項及び第 7 項中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 23 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

第 2 条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によつて」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

第3条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4

項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種

別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第4条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。



第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条及び附則第 2 条の規定 令和元年 6 月 1 日
- (2) 第 3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 条の規定 令和元年 10 月 1 日
- (3) 第 3 条中湖西市税条例第 36 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (4) 第 4 条中湖西市税条例第 24 条の改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (5) 第 4 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 6 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

### (市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、令和 2 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は湖西市税条例の一部を改正する条例（令和元年湖西市条例第 号）附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 2 条の規定による改正前の湖西市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例（次項及び第 3 項において「令和 2 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 6 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき湖西市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 2

第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

- 3 令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例（以下「令和元年 10 月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 令和元年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 6 条 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 45 号

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,422 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,288,422 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（元号の表示）

第 2 条 平成 31 年度湖西市一般会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 5 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,266,066	10,818	11,276,884
	2 固定資産税	5,631,080	10,818	5,641,898
14	国庫支出金	2,431,935	7,604	2,439,539
	2 国庫補助金	627,117	7,604	634,721
	歳入合計	21,270,000	18,422	21,288,422

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	3,072,871	18,422	3,091,293
	1 保健衛生費	626,067	18,422	644,489
	歳出合計	21,270,000	18,422	21,288,422